



平成 26 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 丸井グループ
代表者名 取締役社長 青井 浩
(コード番号 8252 東証第一部)
問合せ先 総務部長 羽生典弘
(TEL 03-3384-0101)

当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の更新について

当社は、平成 20 年 5 月 12 日開催の当社取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)(以下「旧プラン」といいます。)の導入を決議し、同年 6 月 27 日開催の当社第 72 回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。その後、平成 23 年 6 月 29 日開催の当社第 75 回定時株主総会において、旧プランの内容につき、株券電子化への対応等にともなう形式的な修正等、所要の変更をおこなった上で、更新することについてご承認をいただいております(以下、更新後のプランを「本プラン」といいます。)。本プランの有効期間は、平成 26 年 6 月開催予定の定時株主総会終結の時までとされているため、本プランは、平成 26 年 6 月 26 日開催予定の当社第 78 回定時株主総会(以下「本総会」といいます。)の終結の時をもって有効期間が満了することになります。

当社は、本プランの有効期間の満了を受け、本プランの更新について検討してまいりました結果、昨今の買収防衛策に関する諸動向を踏まえ、平成 26 年 5 月 13 日開催の当社取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。)に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ)として、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランを更新すること(以下「本更新」といいます。)といたしましたので、お知らせいたします。なお、上記取締役会においては、本更新につき社外取締役を含む取締役の全員一致で承認可決がなされているとともに、社外監査役 2 名を含む監査役全員が本更新に賛成しております。

なお、本更新にあたり、本プランの内容につき実質的な変更はありません。

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させる者が望ましいと考えております。

また、当社の企業価値および株主共同の利益を向上させていくためには、当社の企業理念や経営資源に関する十分な理解、中長期的な視点に立った安定的な経営が不可欠であると考えております。

現在、当社は、小売業界における厳しい競争の中、企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させるため、全力で取組んでおりますが、わが国の資本市場においては、ある程度の法的な整備がおこなわれたとはいえ、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、一方的に大量の株式を取得する行為がおこなわれることも十分あり得ると判断しております。

もとより、当社は、上場会社である以上、当社株式の売買は、株主や投資家の皆様の自由な判断においてなされるのが原則であり、当社株式の大量取得行為がおこなわれる場合においても、これに応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。従いまして、当社の企業価値および株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得行為の中には、その目的からみて、真摯に合理的な経営をめざすものではなく、会社に回復し難い損害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会がその条件などについて検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値および株主共同の利益に資さない取得行為がおこなわれる可能性も否定できません。

当社は、このような買収者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと判断いたします。

2. 基本方針の実現に資する取組みについて

(1) 当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させるための取組み

当社グループは、「お客様のお役に立つために進化し続ける」「人の成長＝企業の成長」という企業理念にもとづき、小売・店舗、カード、小売関連サービスの3事業を通して「若々しいマインドを持つすべての人のライフスタイルを応援する」企業グループです。また、事業を通じて、株主の皆様をはじめ、お客様、お取引先の皆様、地域社会の皆様の「お役に立てる」ことに最大の価値を置き、より一層信頼される企業グループをめざしてまいります。

また、平成28年度を最終年度とする3カ年の中期経営計画を策定し、連結営業利益360億円以上とROE6%以上の達成に向けて、グループの経営資源を有効活用し、長期利益の実現に取組んでまいります。

当社グループでは、グループ戦略の機動的な推進と役割を明確にするため、平成19年に持株会社制に移行し、本格的にグループ経営をスタートいたしました。また、グループの経営資源である「店舗・カード・Web」が融合して相乗効果を発揮する三位一体の独自のビジネスモデルを推進しております。

まず、小売・店舗事業では「小売の革新」に取組み、年代を越えて共通するお客様のニーズや価値観にお応えするため、「おしゃれ×共通価値×値ごろ感」を基本コンセプトに、幅広いサービスの提供をすすめております。先行して取組んだ「商品の革新」では、お客様の価値観やライフスタイルの変化に対応し、ファッショナビリティに加え快適性や機能性を備えた新PB商品の展開を拡大してまいりました。次に「売場の革新」では、商品の特徴や機能性などを切り口とした編集に一新し、陳列、演出についても見直しをおこない、年代を越えてより多くのお客様に商品をわかりやすく提案できる売場づくりをすすめてまいりました。加えて、「店づくりの革新」では、お客様と一緒に店づくりをすす

め、雑貨や飲食の拡大、値ごろ感のあるショップの導入、自主売場の再編と拡大など、集客と利益のバランスの取れた店づくりに取組んでおります。

今後は、従来の仕入販売中心から定期借家契約によるテナント導入に転換をすすめ、カテゴリーの拡大と品揃えの充実により店舗の魅力を高めることで、収益の改善と安定化をはかってまいります。また、自主売場についても独自性の高いショップやブランドに経営資源を集中し、収益力と市場競争力の高い専門店への転換をはかり、その上で丸井店舗外への出店をめざしてまいります。

さらに、当社グループは、長年にわたり、首都圏の好立地を中心に大型店の出店をすすめる一方、店舗規模や施設面でお客様のご期待に応えられなくなった店舗を閉鎖する「スクラップ＆ビルド政策」を推進しており、店舗ネットワークの効率化をすすめております。また、平成15年の神戸、平成18年の大阪なんばに続き、平成23年には京都に出店するなど、従来の関東中心から全国的主要都市へと着実に出店をすすめてまいりました。平成28年春には、初の九州地区進出となる福岡・博多駅前への出店が決定しており、これまでの様々な取組みを進化させ、お客様と一緒に店づくりをすすめてまいります。さらに、今後も政令指定都市を中心に、積極的に出店を検討してまいります。

また、今後ますます拡大が見込まれる通販事業については、Web通販「マルイウェブチャネル」やカタログ通販誌「ヴォイ」を中心におこなっておりますが、店舗とWeb通販の在庫の一元管理化や、Web通販で購入した商品のご試着やお受け取りが店舗ができる「ウェブチャネルパーク」の開設、エポスカードのオンラインサービスとのID共通化など、店舗・カード・Webが一体となったサービスを推進しております。さらに、シューズ専門サイトに続き、新たにバッグのサイトをオープンしたことにより加えて、自宅でご試着いただくためにシューズの配送料・返送料を無料化した「ラクチン便」、服とのコーディネートで選べる検索機能など、お客様のご要望に沿ったサービスを充実することにより、利便性の向上をはかってまいります。

次にカード事業ですが、当社は従来の「月賦」の呼称を「クレジット」に変更するとともに、昭和35年に日本で初めてクレジットカードを発行いたしました。その後、カードの店頭即時発行や全店オンライン化を実現するなど、業界に先駆けた革新的な取組みに着手してまいりました。平成18年には、従来のハウスカードの良さを活かしつつ、ビザ・インターナショナルカードの汎用性を付加した「エポスカード」を発行し、現在、542万人のお客様にカードを保有していただいております。平成20年から発行しているゴールドカード、デザインカードに加えて、平成23年にはプラチナカードを発行、平成24年からはゴールド、プラチナカードのポイント期限の永久化やゴールドカードの店頭即時発行をスタートいたしました。また、丸井全店舗におけるタブレット端末を利用したカードの発行や、独自の提携カードである「コラボレーションカード」など丸井店舗以外での新規入会を推進し、新規会員数の拡大とメインカード化によるご利用客数とご利用額の拡大に取組んでおります。今後は、丸井店舗以外でのカード発行を拡大し、全国展開を強化してまいります。

資本政策については、当社は従来より、株主還元と資本効率の向上をはかるため、積極的に自己株式の取得をすすめてまいりました。具体的には、平成14年度から開始し、平成20年度までに9千6百万株の自己株式を取得いたしました。また、平成19年度には、発行済株式総数の約14%にあたる金庫株5千万株を消却いたしました。今後も収益の向上と機動的な資本政策で、株主価値の拡大をめざしてまいります。さらに、配当については、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と位置づけ、適正な利益配分を継続的に実施することを基本方針として、具体的には、連結配当性向30%以上を目安とし、業績動向や財務状況等を考慮しながら、株主の皆様への還元をはかってまいります。

(2) 社会的責任への取組み

当社は、株主の皆様、お客様、お取引先の皆様、地域社会の皆様、そして従業員からも信頼される企業グループであり続けることをめざしております。そのため、常にお客様の視点に立った商品・サービスを提供することはもとより、安全で安心な営業体制の確立や個人情報保護など法令・ルールの遵守、環境保全をはじめとしたさまざまな社会貢献活動の実施など、積極的に社会的責任を果たすべく取組みを推進してまいりました。今後も、ますます高度化される社会的責任への要求にお応えすることを通じて、さらに企業価値の向上をはかってまいります。

(3) コーポレート・ガバナンス強化への取組み

当社では、健全で公正な経営を第一に、長期安定的に企業価値および株主共同の利益を向上させていくことをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方として、監査機能の強化と透明度の高い経営を推進するとともに、経営の透明性・公正性を高めるため、社外取締役の選任（1名）、取締役の任期短縮などをおこなってまいりました。本総会において、経営の透明性と監督機能のより一層の強化をはかるため、社外取締役を1名増員し、2名とする選任議案を付議するなど、今後もさらなるコーポレート・ガバナンスの充実につとめてまいります。

3. 本プランの目的

以上のような取組みにより、当社の企業価値および株主共同の利益の最大化を追求してまいる所存でございますが、企業価値および株主共同の利益に資さない株式の大量取得行為がおこなわれる可能性を否定できない現状を踏まえ、当社株式の大量取得行為がおこなわれる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、あるいは当社経営陣や独立委員会等が買収者と交渉・協議するために、必要・十分な情報と時間を確保することにより、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させることを本プランの目的としております。

なお、本プランにもとづく、買収者による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買収者以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権の全てを取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記4.(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外取締役、社外監査役、または社外の有識者から構成される独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙1「独立委員会規則の概要」のとおりであり、本更新後の独立委員会の委員は別紙2「独立委員会委員略歴」のとおりです。）の客観的な判断を経ることとしています。また、これに加えて、独立委員会より本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告があり、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施を決議した場合、株主総会を招集し（当該買収者が本プランにおいて定められた手続を遵守しない場合は除きます。）、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認します。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じて透明性を確保することとしています。

また、平成26年3月31日現在の当社の株主の状況は、別添1に記載のとおりです。なお、現在、当社に具体的な買収の事実が発生している訳ではありません。

4. 本プランの内容

(1) 本プランに係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランにおいては、以下①または②に該当する行為（以下「買付等」といいます。）を対象としております。従いまして、買付等をおこなおうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

- ① 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が 20%以上となる買付⁴
- ② 当社が発行者である株券等⁵について、公開買付け⁶に係る株券等の株券等所有割合⁷およびその特別関係者⁸の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付等をおこなう買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、以下①ないし⑧に定める事項の検討に必要な情報および当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を当社取締役会の定める書式（以下「買付説明書」といいます。）により提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて当該買付説明書の記載内容が不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限（原則として 60 日を上限とします。）を定めた上、直接または間接に、追加的に情報を提供するよう求めることができます。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

買付説明書および追加して提出いただく情報については、株主の皆様に対しての適切な情報開示のために、いかなる言語での提出にも日本語の添付を必須とさせていただきます。また、同様の趣旨から日本語の書面を正本として取扱います。

- ① 買付者等およびそのグループ（共同保有者⁹、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含

¹ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

² 金融商品取引法第 27 条の 23 第 3 項にもとづき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下同じとします。

³ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義されます。以下同じとします。

⁴ 売買その他の契約にもとづく株券等の引渡請求権を有することおよび金融商品取引法施行令第 14 条の 6 に規定される各取引をおこなうことを含みます。

⁵ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下②において同じとします。

⁶ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。以下同じとします。

⁷ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。以下同じとします。

⁸ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。以下同じとします。

⁹ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定される共同保有者をいい、同条第 6 項にもとづき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下同じとします。

みます。)

- ② 買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
- ③ 買付等の価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報および買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容（そのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）およびその算定根拠等を含みます。）
- ④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑤ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑥ 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客、その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑦ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑧ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書の提出を求めて買付者等と協議・交渉等をおこなうべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d)①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書や独立委員会から追加的に提出を求められた情報が提出された場合、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させるという観点から買付説明書等の情報の内容と当社取締役会の経営計画等との比較検討をおこなうために、当社取締役会に対しても、適宜回答期限を定めた上（原則として 60 日を上限とします。）、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとし、以下同じとします。）およびその根拠資料や代替案、その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を必要に応じて提供するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討の内容および期間

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集や買付者等の提案との比較検討、および当社取締役会の提示する代替案の検討等をおこないます。また、それら情報等を検討する期間は、当社取締役会より、買付者等の買付説明書を受領してから（ただし、独立委員会が買付者等に対し、回答期限を定めた上、追加的に情報の提供を求めた場合には、独立委員会が十分と認める情報を受領してから）原則として 60 日（対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または 90 日（その他の買付等の場合）が経過するまでの間（以下「独立委員会検討期間」

といいます。) とし、下記(d)③に記載する場合等には、独立委員会は当該期間を30日間を上限として延長することができるものとします。また、独立委員会は、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させるという観点から当該買付等の内容を改善させるため、必要であれば直接または間接に、当該買付者等と協議・交渉等をおこない、または当社取締役会の提示する代替案の開示等をおこなうものとします。

買付者等は、独立委員会が、直接または間接に、検討資料、その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。なお、買付者等は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議をおこなうか、または株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が否決されるまでは、買付等を開始することはできないものとします。独立委員会の判断が当社の企業価値および株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるるものとします。

③ 情報開示

当社取締役会は、買付者等が現れた事実、買付者等から買付説明書が提出された事実について速やかに情報開示をおこないます。また、独立委員会が検討を開始した事実、買付説明書の内容および当社取締役会が独立委員会に代替案を提示していればその事実と内容、他の情報のうち独立委員会が開示を必要と判断する事項について、適時開示の規則を尊重して独立委員会が適切と判断する時点で情報開示をおこないます。

(d) 独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が現れた場合には、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等をおこなうものとします。独立委員会が当社取締役会に対して下記①ないし③のいずれかに従った勧告等をおこなった場合、独立委員会は、当社取締役会を通じて、当該勧告等の概要、独立委員会検討期間を延長する場合にはその期間および理由、その他独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示をおこないます。

① 本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、または買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当て実施の要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告をおこないます。

また、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下(i)ないし(ii)のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権を無償にて全て取得すべき旨の新たな勧告をおこなうことができるものとします。

- (i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合、その他買付等が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当て実施の要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

② 本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当て実施の要件」に定める要件のいずれにも該当しないまたは該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告をおこないます。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、下記(2)「本新株予約権の無償割当て実施の要件」に定める要件を充足することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を含む判断をおこない、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長をおこなう場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間の終了時までに、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告をおこなうに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との交渉・代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で（30日を上限とします。）、独立委員会検討期間を延長する旨の決議をおこないます。

上記決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等をおこなうものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告をおこなうものとします。

(e) 取締役会の決議、および株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議をおこなうものとします。その際に、独立委員会が本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告をした場合には、本新株予約権の無償割当ては実施しません。

また、当社取締役会は、独立委員会の本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を尊重し、本新株予約権の無償割当ての実施を決議した場合には、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認します（ただし、当該買付者等が本プランに定められた手続を遵守しない場合は除きます。）。当社取締役会は、株主総会の開催を決定した場合、実務上可能な限り速やかに株主総会を招集します。当該株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の皆様の議決権の過半数をもっておこなうものといたします。ただし、株主総会開催時までに独立委員会が上記(d)①の(i)ないし(ii)のいずれかの事

由に該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告をおこなった場合には、当社取締役会は、法律上可能な限り株主総会の開催を中止または議案を撤回します。

買付者等は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議をおこなうか、株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に係る議案が否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

なお、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議をおこなった場合または株主総会を招集する旨の決議をおこなった場合には、当該決議の概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示をおこないます。

(2) 本新株予約権の無償割当て実施の要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると認められる場合、上記(1)「本プランに係る手続」(e)に記載される当社取締役会または株主総会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(1)「本プランに係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の勧告にもとづき決定されることになります。

記

- (a) 上記(1)「本プランに係る手続」(b)に定める情報提供および(c)②に定める独立委員会による検討期間の確保、その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- (b) 下記に掲げる行為、その他これに類似する行為により、当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ① 株券等を買い占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営をおこなうような行為
 - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付をおこなうことを行います。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (d) 買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針または事業計画等）が、当社の本源的価値に鑑み著しく不十分または不適当な買付等である場合

(3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランにもとづき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当てに関する決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式の総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めます。

(d) 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である当社株式¹⁰の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は1円を下限とし、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記(i)②の規定にもとづき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(I) 特定大量保有者¹¹、(II) 特定大量保有者の共同保有者、(III) 特定大量買付者¹²、(IV) 特定

¹⁰ 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式および②本新株予約権の取得と引き換えに交付する株式は、いずれも当社が本総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。

¹¹ 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値および株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において別途定める者を指します。

大量買付者の特別関係者、もしくは(V)上記(I)ないし(IV)のいずれかに該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(VI)上記(I)ないし(V)のいずれかに該当する者の関連者¹³（以下、(I)ないし(VI)のいずれかに該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として本新株予約権行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権行使することができません（ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の保有する本新株予約権も、下記(i)②のとおり、当社による当社株式等を対価とする取得の対象となります。）。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める日の前日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式の交付などができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のものを全て取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式の交付などができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付

て当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。以下同じとします。

¹² 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注12において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注12において同じとします。）をおこなう旨の公告をおこなった者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値および株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当で決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。以下同じとします。

¹³ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者、（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めます。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(1) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(4) 本更新に係る手続

本更新については、本総会ご出席株主の皆様の議決権の過半数の賛成によるご承認をいただくことを条件とします。

(5) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本総会終結時から平成 29 年 6 月に開催予定の定時株主総会終結時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において出席した議決権を行使することができる株主の皆様の議決権の過半数をもって本プランを廃止する旨の決議がおこなわれた場合、または、②当社の株主総会で選任された取締役で構成する取締役会により本プランを廃止する旨の決議がおこなわれた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規則等の新設または改廃により、本プランに使用されている用語等を修正する必要がある場合、または誤字脱字等の理由により字句の修正をおこなうのが適切である場合等には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正または変更する場合があります。

当社取締役会は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実および（修正・変更の場合には）その内容、その他当社取締役会または独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示をおこないます。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成 26 年 5 月 13 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

5. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の

利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務、議論にも即した内容となっており、合理性を有するものと考えます。

(2) 株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としていること

本プランは、上記3.「本プランの目的」に記載したとおり、当社株式に対する買付等がおこなわれる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために、あるいは当社経営陣や独立委員会等が買付者等と交渉や協議をおこなうために、必要・十分な情報と時間を確保することにより、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

(3) 株主意思を重視するものであること

上記4.(4)「本更新に係る手続」に記載したとおり、本プランは、本総会において承認されることを条件としています。

また、上記4.(1)「本プランに係る手続」(e)に記載したとおり、当社取締役会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しない場合を除き、本新株予約権の無償割当ての実施の是非についても、株主総会において株主の皆様の意思を確認することとされています。

さらに、当社の取締役の任期は1年となっていますので、毎年の取締役の選任を通じても、本プランにつき、株主の皆様のご意向を反映させることが可能です。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本新株予約権の無償割当ての実施等の運用に際しては、当社業務を執行する経営陣から独立性の高い社外取締役、社外監査役、または社外の有識者のいずれかに該当する委員により構成される独立委員会が実質的に判断いたします。これにより当社取締役会が恣意的に本新株予約権の無償割当ての実施等をおこなうことのないよう、厳格に監視いたします。

また、その判断の概要については株主の皆様に情報開示することとされており、当社の企業価値および株主共同の利益に資するように本プランの透明な運営がおこなわれる仕組みが確保されています。

(5) 合理的かつ客観的な「本新株予約権の無償割当て実施の要件」の設定

本プランは、上記4.(1)「本プランに係る手続」(d)および上記4.(2)「本新株予約権の無償割当て実施の要件」に記載したとおり、予め定められた合理的かつ客観的要件が充足されなければ本新株予約権の無償割当てが実施されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な判断を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見の取得

上記4.(1)「本プランに係る手続」(c)②に記載したとおり、買付者等が出現した場合、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとされています。

これにより、独立委員会による判断の公正さ・客觀性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記 4.(5)「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株式を大量に買付けた者が指名した取締役候補者が株主総会で選任された場合に、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従いまして、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の任期は1年であるため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度におこなうことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

6. 株主および投資家の皆様への影響

(1) 本更新にあたって株主および投資家の皆様に与える影響

本更新にあたっては、本新株予約権の無償割当て自体はおこなわれませんので、株主および投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て実施時に株主および投資家の皆様に与える影響

(a) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社株主総会において、本新株予約権の無償割当ての実施が承認された場合には、当社取締役会は、速やかに割当期日を公告いたします（買付者等が本プランにおける手続を遵守しない場合は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施を決議した後、速やかに公告いたします。）。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、原則としてその有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償にて割当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項ならびに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項、他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）、その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て実施後、株主の皆様におかれましては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式が発行されることになります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込をお

こなわなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化されることになります。

ただし、当社は、下記(c)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することができます。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の価値の希釈化は原則として生じません。

なお、一旦本新株予約権の無償割当ての実施が承認された場合（買付者等が本プランにおける手続を遵守せず、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施を決議した場合も含みます。）であっても、上記 4. (1) 「本プランに係る手続」(d)①の(i)ないし(ii)のいずれかの事由により、独立委員会が本新株予約権の無償割当てを中止または本新株予約権を無償にて全部取得すべき旨の勧告をし、当社取締役会が決議した場合には、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに、（無償割当ての効力発生前においては）本新株予約権の無償割当てを中止し、または（無償割当ての効力発生後においては）本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式の1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買をおこなった株主および投資家の皆様は、当社株式の株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を交付することができます。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項、その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以上

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行をおこなう経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務・当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本プランの有効期間と同様、平成29年6月に開催予定の定時株主総会終結時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役または社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（ただし、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議をおこなう。なお、独立委員会の各委員および当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値および株主共同の利益に資するか否かの観点からこれをおこなうことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益をはかることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項をおこなう。
 - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ② 買付者等および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
 - ③ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ④ 買付者等との交渉・協議
 - ⑤ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑥ 独立委員会検討期間の延長の決定
 - ⑦ 本プランの修正または変更に係る承認
 - ⑧ その他本プランにおいて独立委員会がおこなうことができると定められた事項
 - ⑨ 当社取締役会が別途独立委員会がおこなうことができるものと定めた事項
- ・独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提供するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書および独立委員会から追加提供を求められた情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買

付者等の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案、その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することができる。

- ・独立委員会は、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させるという観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接または間接に、買付者等と協議・交渉をおこなうものとし、また、当社取締役会の代替案の株主に対する提示等をおこなうものとする。
- ・独立委員会は、必要な情報収集をおこなうため、当社の取締役、監査役、従業員、その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・各独立委員会委員は、買付等がおこなわれる場合、その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員のうち3名以上が出席し、その過半数をもってこれをおこなう。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれをおこなうことができる。

以 上

独立委員会委員略歴

本更新時における独立委員会の委員は、以下の 4 名を予定しております。

●堀内 光一郎

(略 歴)

昭和 35 年 9 月 17 日生

昭和 58 年 4 月 株式会社日本長期信用銀行入行

昭和 63 年 3 月 富士急行株式会社入社、同社経営企画部長

昭和 63 年 6 月 同社取締役

平成 元 年 2 月 同社専務取締役

平成 元 年 6 月 同社代表取締役専務取締役

平成 元 年 9 月 同社代表取締役社長（現任）

平成 20 年 6 月 当社社外取締役（現任）

●岡島 悅子

(略 歴)

昭和 41 年 5 月 16 日生

平成 元年 4 月 三菱商事株式会社入社

平成 13 年 1 月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社

平成 17 年 7 月 株式会社グロービス・マネジメント・バンク代表取締役社長

平成 19 年 6 月 株式会社プロノバ代表取締役社長（現任）

平成 26 年 6 月 当社社外取締役就任予定

●大江 忠

(略 歴)

昭和 19 年 5 月 20 日生

昭和 44 年 4 月 弁護士登録

平成 元 年 4 月 司法研修所民事弁護教官

平成 16 年 6 月 当社社外監査役（現任）

●高木 武彦

(略 歴)

昭和 20 年 1 月 23 日生

平成 13 年 7 月 金沢国税局長

平成 14 年 7 月 税務大学校長

平成 15 年 7 月 国税庁退官

平成 15 年 8 月 税理士登録

平成 20 年 6 月 当社社外監査役（現任）

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して、堀内光一郎、大江忠、高木武彦の各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
2. 岡島悦子氏は、社外取締役候補者であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、本総会において同氏の選任が承認されることを条件として、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出する予定であります。
3. 当社と各氏との間に特別の利害関係はありません。

以 上

株主の状況

【大株主の状況】

平成 26 年 3 月 31 日現在

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	24,041	8.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	22,016	8.0
株式会社アトム	6,622	2.4
青井不動産株式会社	6,019	2.2
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,808	2.1
ノーザントラスト カンパニー(エイズ イエシー)アカウント ノ トリーティー	5,030	1.8
ジユニパー	4,636	1.7
東宝株式会社	3,779	1.4
BNPパリバ証券株式会社	3,584	1.3
公益財団法人青井獎学会	3,164	1.2

(注) 1. 当社は、自己株式 44,901 千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

【所有者別状況】

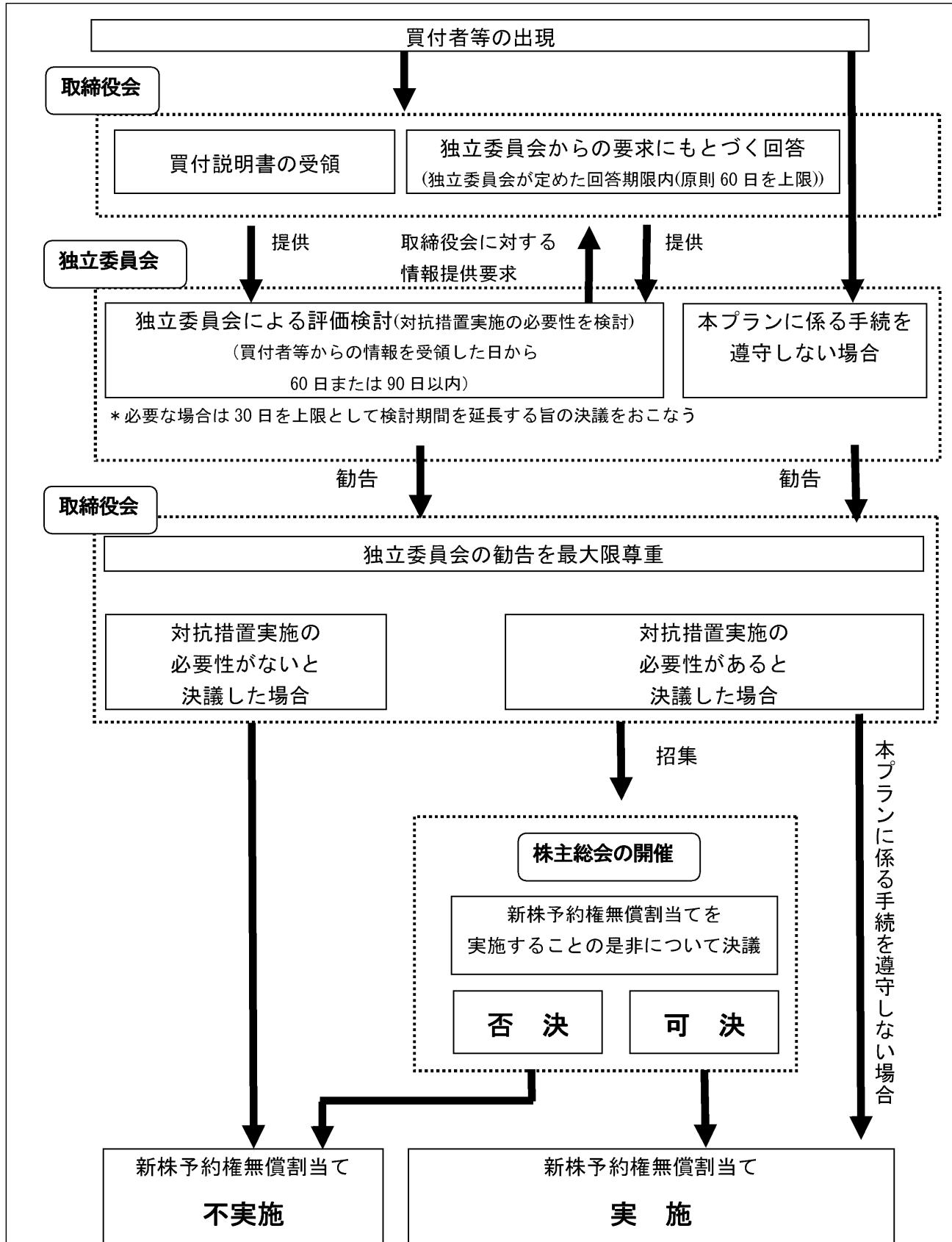
平成 26 年 3 月 31 日現在

区分	持株数 (千株)	持株数の割合 (%)
金融機関	95,269	29.9
金融商品取引業者	11,215	3.5
その他法人	46,685	14.7
外国法人等	89,505	28.1
個人・その他	75,984	23.8

(注) 自己株式 44,901 千株は「個人・その他」に含めております。

以上

<ご参考>本プランの概要



※上記フローチャートは、あくまで本プランの概要をわかりやすく説明するための参考として作成されたものであり、本プランの詳細については、本文をご参照ください。